

平成22年6月25日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
総務部	長	北	村	和	博
市民部	長	岩	田	輝	寛
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課	長	田	中	敏	男
企画課	長	藤	田	洋	一郎
総務課	長	中	村	博	之
財政課	長	迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	田	中	一	枝
税務課	長	中	村	和	典
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課	長	森	田	利	明
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	平	石	和	弘
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	井	手	讓	二
教育委員	長	藤	家	恒	善
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課	長	谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館	長	有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課	参事	中	村	信	昭
農業委員会事務局	長	松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成22年6月25日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第32号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第33号 鹿島市副市長の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 決議第2号 松本末治議員に対する議員辞職勧告決議（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第7 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項関係）
-

午前10時31分 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書その3の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1、議案の追加上程であります。議案第33号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

まずもって、これまで本定例会に提案をいたしました議案につきまして、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

追加議案についてでございますが、本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でござ

ざいます。

それでは、議案第33号 鹿島市副市長の選任について提案理由の要旨について申し上げます。

出村素明氏が、平成22年5月11日をもって副市長を退職されましたことに伴い、後任として北村和博氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました案件の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第33号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第32号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第32号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

議案第32号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の一般会計補正予算書（第2号）をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は予算の総額に1,000千円を追加し、補正後の総額を11,949,282千円といたすものでございます。

補正につきましては、1件1事業のみでございますので、要点のみを御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、別冊の議案説明資料（その2）の4ページをお開きください。

社会教育費寄附金を今回1,000千円増額をいたしております。備考欄に記載をいたしておりますように、伊東央子様から田澤記念館への指定寄附をおいただきいたしております。

今回、御寄附をいただいたのが6月8日でございましたが、田澤記念館で7月に予定をされております第8回田澤記念大会に間に合うようにと御本人様からの強い御希望がございま

したので、6月の追加補正で計上をいたしております。

歳出につきましては、5ページにございますように、社会教育振興事業の中で青少年教育活動事業交付金として田澤記念館へ1,000千円を交付いたすことといたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

日程第3 議案第33号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第33号 鹿島市副市長の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。15番 中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ただいま提案されました議案第33号 鹿島市副市長の選任について質疑をしたいと思っております。

きょう、佐賀新聞に「空席の副市長、北村氏提案へ」ということで掲載をされました。

「鹿島市は、空席の副市長に北村和博総務部長を起用する方針を決めた。6月定例議会最終日の25日に提案する。」という記事が掲載されたことに関しまして、本日、議会運営委員会、

あるいは全員協議会でも問題になりましたので、市長にお尋ねをしたいと思います。

これは、提案された北村和博氏、個人のことに対することではなくて、今回、人事案件がこのような形で議会に提案される前に新聞に掲載されたという、この経緯に関して、市長が何らかの形で発表をされたのかどうか。もし発表をされていないのであれば、どのような経緯で漏れたかは定かではありませんけれども、議会には本日同意を求める形で、全員協議会で初めて明らかにされたわけでございます。議会の権能の問題もでございますので、市長にその件に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

人事と公定歩合は漏れない、漏らさないというのが政治の世界の原則であるということは、もう御承知のとおりだと思います。したがって、御質問ありましたように、公表などということは一切いたしていないということをお答えしたいと思います。

しかしながら、いずれか、どういう経緯からか漏れた形に結果的になりましたのは事実でございますが、マスコミはこういう場合にもニュースソースを明らかにしないというのが通例でございます、このルートを探すのは極めて困難だと思いますし、私自身、生産的ではないだろうと覚悟しているところでございます。

いずれにしても、責任はひとえに決定をいたしました私自身にあることは当然でございますので、このことで同意をお願いいたします皆様方が大変不快な思いを抱かれる結果になったであろうということは想像にかたくないわけでございますので、心から深くおわびを申し上げるところでございます。今後はこういうことがございませんように、心して対応したいと思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

1点だけお尋ねをいたしたいと思いますが、もとより、この人事権というのは市長の専権事項でございますので、その人選に当たられた経緯なり結果について、いろいろお尋ねする考えは毛頭ございません。ただですね、前回の副市長人事の折に、私とその筋から聞き及ぶところによれば、前任者も現職の市の職員さんであったわけなんですけど、今回と同じケースですね——であったわけなんですけど、一たん公務員としての、要するに職員としての身分を退職されて、当時は助役と呼んでおりましたけれども、助役に就任をされた。そこには退職手当の支払い等もあるわけなんですけど、これを自己都合とするのか、勸奨退職とするのか、そうした手当の支給に関してちょっと疑問が残ったいきさつがございます。そうい

った点で、今回どういうふうな扱いをされるのかですね。

前回は勸奨退職という形をとられて、割増給を払われたというふうにお聞きをいたしておるんですけど、私の見解からすれば、これは副市長に登用されるという、同じ役所のナンバーツーに立たれるわけですので、現在の部長が副市長になられるという、その手続の流れはわかりますけど、私の場合は、これはもう自己都合による退職扱いにするというのが当然のことではないかと、このように考えておりますが、そこら辺について当局側としてどういうふうな扱い、前例に従われるのか、私が今申し上げているような形をとられるのか。世間世論にも、一時期そういった点で関心と呼んだ時期もありましたので、お尋ねをいたしておきたいと。非常に事務的なことで恐縮ではありますが、この点1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御承知のとおり、副市長への登用は、当然この御同意を得た後ですね、実はこれからがある意味での本番でございます、これから本人に就任する意思を確認した上で、本人がノーと言えなければいけないというのは法律上の規定に書いてございますので、それを事前に、逆に打ち合わせをしておくということ自体が、さっきの御質問にもございましたように、余りにも用意周到という話になりますので、この御同意を得ました後に、この後どうするかということ、あるいは本人が了解をしましても、日付をどうするか等々の相談が残っております。

したがいまして、私の一存で、こうなるはずだ、あるいはこうしたいということをおうい場でお約束するわけにはいかないということは御理解いただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

了解いたしました。

ただ、ちょっと今の市長の御答弁に奇異さを感じたのは、議会の議決承認を求められて、議決はしたわ、それから本人の同意をとるんだというのはちょっと前後した話になるような気がいたしますけど、それはもう本人さんと一定の話をされて、当然こういうものは詰まった上で議会に提案されているものというふうに、一般的には認識をするわけなんですけど、そこら辺がちょっと奇異さを感じましたので、どういうふうに受けとめていいのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今お話ししましたのは手続の話でございまして、自動的にここで御同意をいただければ、北村さんの身分が副市長に確定するというのではなくて、今から一定の手続を経た上で確定をするということございまして、当然その手続の中には本人の最終的な意思を確認しないといけないということございまして、全く白紙から改めて相談をするということではないというのは、これはえも言われぬ部分がございまして、改めて議会の同意の上で、さらに本人の同意をもう1回確認するということはございませんが、当然、法律上要求されている手続でございまして、それはやらんといかんと、そういうことございまして。その中に、その後のいわば日程的なものとか、退職後の、広く言いますと、さっきお話がございましたけれども、後をどうするかとか含めて、検討することはまだまだ残っているという意味ですので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今、合理的な手続論という意味で御答弁をいただいたという点で了解としたいと思っております。

なお、最終的に市民、世論の十分理解の得られるようなおさまり方をすることを御希望申し上げます。私の質疑は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 鹿島市副市長の選任については、提案のとおり北村和博氏を副市長として同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第33号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから樋口市長より副市長の紹介があります。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ありがとうございました。

それでは、御同意をいただきました北村和博さんを御紹介いたします。

○副市長（北村和博君）

一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは、鹿島市副市長への私の選任につきまして、皆様方御同意をいただきまして大変ありがとうございます。

これからは微力ではございますけど、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら、樋口市長が掲げておりますふるさと鹿島まちづくりに際しまして、職員の協力を得ながら精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますけど、私のあいさつといたします。（拍手）

○市長（樋口久俊君）

ありがとうございました。

それでは、私からも改めてお願い申し上げますが、私のいわば女房役として、一緒に同じ方角へ向かって歩いていただかなければならないと思っていますので、よろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。ありがとうございました。

日程第4 請願第1号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の審議に入ります。

去る6月21日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、文教厚生産業委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生産業委員会審査報告書

平成22年6月21日の本会議において付託されました請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願」については、6月23日に委員会を開き、審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

平成22年6月23日

文教厚生産業委員会

委員長 福 井 正

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

おはようございます。去る6月21日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書」につきまして、当委員会を6月23日に開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、提出者の説明後、質疑応答をいたしました。

その質疑について御報告をいたします。

質問 親の所得による教育格差とは何か、その根拠は。

答弁 親の所得4,000千円以下の家庭の大学進学率は三十数%で、10,000千円以上の家庭では60%以上となっており、格差が生じている。その根拠はマスコミ報道を参考にしている。

質問 定数改善の請願があるが、教職員定数が学級生徒数の定数改善なのか。

答弁 子供たちの態度が多様化しており、子供たちに手が届く教育のためには、学級定数35人を要望している。結果的に職員数がふえることになる。

質問 鹿島市では少子化しており、1学級当たりの生徒数は既に20人台の教室があるが、教育現場はどのような状況か。

答弁 鹿島市では、学級当たりの生徒数は少ないが、全国的には40人の教室が多い。鹿島市の教育現場では、ソーシャルワーカーなどの配置などでよく対処をしてもらっている。

質問 耐震構造も含めて、学校施設整備はどうなっているか。

答弁 耐震についてはよくわからないが、全般的な施設整備について予算化されていない自治体もある。

質問 意見書は国に提出するが、奨学金は県や民間団体ではないのか。高校授業料が無償化となっており、必要なのか。

答弁 奨学金は県や民間団体にあるが、家計が苦しい家庭もあり、これまで以上の援助が必要だと思っている。

質問 所得格差は塾などに通うことにあらわれてくると思うが、所得の差が教育の差になってはいけない。

答弁 所得格差は塾に通うことなどで当然あらわれてきます。教育に格差があってはならないと思います。

という、以上の質疑終了後、請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願」について、討論、採決の結果、起立全員で請願第1号は採択することに決しました。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

2点、御質問を申し上げたいと思います。

先ほどの質疑応答の中で、ソーシャルワーカーのことについてお話がありました。現在、多分臨時の、緊急雇用か何かの分で配置されておるというのを認識をしているんですが、ソーシャルワーカーについての仕事なり身分なり、そういうものについて質疑があったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福井委員長。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

そういうソーシャルワーカーの、いわゆる任期ですとか数とかについての質問は一切ございませんでした。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

もう1点ですが、現在、所得の格差が広がっていると。それに伴う教育環境についての、塾を含めて、それぞれあるという実態があるというような御報告でした。やはり私も、特にひとり親の家庭環境については十分心配をしておるところです。

現在いろんな、いわゆる就学前の準備その他いろいろありますよね、経費がたくさんかかる。援助も制度としてうちはあるということですが、そのような具体的な問題について出ましたでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

文教厚生産業委員長福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

所得格差の問題につきましては、先ほど御報告をいたしましたとおり、あれ以上はございませんでした。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

常任委員会で慎重審議をされた結果だというふうに思いますが、もう少しやはり踏み込んだ形での審議もあってもよかったのではないかなという感想を申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、委員長の報告は採択であります。請願第1号は委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

日程第5 決議第2号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 決議第2号 松本末治議員に対する議員辞職勧告決議（案）の審議に入ります。

お諮りします。決議第2号は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、地方自治法第117条の規定により、松本末治議員の退席を求めます。

〔松本末治君退場〕

○議長（橋爪 敏君）

ただいま除斥されております松本末治議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議なしと認めます。よって、松本末治議員の申し出に同意することに決定しました。

松本末治議員の入場を許します。

〔松本末治君入場〕

○議長（橋爪 敏君）

松本末治議員の発言を許します。

○3番（松本末治君）

発言の機会をいただき、議長を初め議員の皆さんへ感謝申し上げます。この場をおかりいたしまして、当事者の方はもちろんのこと、市民の皆さん、また、議長を初め議会関係の皆さん、大変御迷惑をおかけいたしましたこと、衷心より深くおわびを申し上げます。

去る4月21日の全員協議会でおわびし、お誓いいたしましたように、公的な飲酒は慎み、謹慎をし、議会議員としての使命をしっかりと努めております。

今日に至るまで、この件の話を聞いて、81日ずっと悩み苦しみました。私に電話をくれる人は、すべて味方でした。「わりやよう頑張りよっ。わいのごたつが鹿島のためになると。やめんなよ」と励ましてくれます。あるとき先輩議員より、「決議案を出される前に思い切ってやめんね。そして、来年の4月の選挙に出たほうがよかばい」と助言され、私もそのときは、やめてすかつしようかと思いました。後日、後援者に相談をしました。すると、「自分ひとりで議員になったぐらい思うとろう。1,000人の思いのあるとばい、あんたには。全員協議会で、今まで以上に鹿島市議会議員として鹿島市のために頑張り、来年の選挙で市民の皆さんの判断を仰ぐと言うたろうもん」と、ひどくしかられました。そして、そのことを受け、6月議会一般質問もしないつもりでございましたけれど、議員として一般質問すつとが当たり前の仕事くさいということで、一般質問もさせていただきました。1期4年16回しかできない一般質問を途絶えさせなくて済みました。

思い起こせば、ちょうど3カ月前の3月26日のことになります。私の耳に入ったのは、それから10日もたった4月5日でした。それも佐賀新聞記者の藤生雄一郎記者からでした。夕方6時過ぎでしょうか、夕食の準備をしているときでしたから。電話で事を伝えられ、そんなことがあったような、という記憶でした。藤生雄一郎記者は、「新聞記事にはしたくありませんので示談をせんですか」と言っていたので、そんな経験もなく、全く初めてのことでして、「そいぎ、どぎゃんすつきよかろうか」と藤生記者に尋ねました。すると即座に藤生雄一郎記者さんが、「議員の福井正さんにお問い合わせですか。福井さんが事情はわかられてありますから」とアドバイスをいただき、藤生雄一郎記者との電話を切り次第、即座に福井正議員へ電話をいたしました。すぐ電話はつながり、「よかよか」と快く了承をいただき、福井正議員に示談についての仲裁の大事な役目をお願いいたしました。

それから数日たち、ある鹿島の市民の人に、もう1人縁あって仲裁をお願いいたすことになりました。その後、示談はさっさと進み、4月15日夕方4時ごろ、福井正議員宅で15日の明後日ですね、17日に示談の日取りを決め、示談金、示談書手続を決めていただきました。すると、その2時間か3時間後だったろうかと思っておりましたけど、19時51分と私が記録をしておりましたけど、佐賀新聞記者の藤生雄一郎記者から電話がありました。そして言わ

れたことが、「よその新聞社、西日本さんとか読売さんにも、ほかの議員さんたちから話が漏れとるごたつです。佐賀新聞が記事にせんでも、よそからの新聞に載りますよ。そこで、あす16日、記事にします。よかですか」とあり、私がどうこう言える立場でもないし、と思いました。チャンスは16日しかなか、17日は示談が済む。今、冷静に考えると、そんな気がしています。

報告しておきますが、当事者の相手の御両親から、その件で私に対しておわびの言葉を、お父さん、お母さん別々に「こぎゃんことになって、ごめんね」と言っていただきました。経過について申し上げました。

今回の私、松本末治に対する議員辞職勧告決議（案）について、一言、私見弁明をさせていただきます。

まず、起訴もされていません。もちろん、有罪にもなっていません。まるで犯罪者扱いです。

2つ目、新聞報道が起訴になっているかと思えます。

3つ目、社会通念上の暴行をしたとは思いません。首を絞めたとか、暴力を振るったとかした思いはありません。まして、女性の方に穏便におさめていただくために認めた次第です。

4つ目、私は職務権限上のあっせんとか収賄をしたことではありませんし。

5つ目、議員として公務上、飲食店に行ったことではありません。私、松本末治個人として行ったことであります。

6つ目、この件の示談の仲裁者の福井正議員が、この決議の提出者の代表議員である、こんな世の中、鹿島市議会にしかなかとでしょうか。負の遺産でしょうか。

最後になりますが、相手の当事者は、このような事態は望んでおられないようです。

終わります。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

松本末治議員の退席を求めます。

〔松本末治君退場〕

○議長（橋爪 敏君）

提出者の説明を求めます。8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

提出者を代表いたしまして、年輩議員の私、福井正が決議第2号の朗読をさせていただきます。

決議第2号

松本末治議員に対する議員辞職勧告決議（案）

平成22年4月16日付の佐賀新聞社の記事によると、「3月26日鹿島市内飲食店で飲食し、

女性と子育て論をめぐって反論されて腹を立て、左手をつかんでねじった。」との記事がある。市議は、佐賀新聞社の取材に対して事実関係を認め、「けがをさせるつもりはなかった。酔って余分な力が入ってしまった。大変申し訳なく、女性には誠実に対処したい。」と話したとの記事がある。また、4月19日付の朝日新聞社の記事によると、松本末治議員の実名入りで報道されている。

このような暴力行為は、鹿島市議会倫理綱領第3項「我々議員は、厳正公平を旨とし、市民の信頼にもとることがないよう真摯な態度を堅持し、議員本来の使命に最善をつくすことを責務とする。」の規定に抵触している。

また、平成20年鹿島市議会12月定例会において、全会一致で決議した、決議第1号「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」の精神にもとるものである。

よって、松本末治議員の議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成22年6月25日

佐賀県鹿島市議会

以上、地方自治法第112条及び鹿島市議会会議規則第13条第1項の規定により決議（案）を提出する。

平成22年6月25日

提出者	鹿島市議会議員	福井	正
〃	〃	光武	学
賛成者	〃	松田	義太
〃	〃	松尾	勝利
〃	〃	馬場	勉
〃	〃	森田	和章
〃	〃	小池	幸照
〃	〃	橋川	宏彰

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの議員辞職勧告決議（案）に対し、質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案をされた件について質問したいと思います。問題は、何でこういう事態が起きたかという一番本質のところは重要だと思いますが、先ほど松本議員のほうからいろいろと述べていただきました、みずからの気持ちその他ですね、経過を述べていただきました

が、一番肝心なね、そのことをつくり出した肝心な行為についてのことが全く述べられていないということなんです。さきの新聞記事では、手をねじって云々と書かれていたということですが、ここでは全くそれが述べられなかったわけですね。

私たちはやっぱり一番問題は、そのところがどうだったのか、どういうことかということをも正しく知る必要があると思いますので、提案された方がそのことを十分に認識されているのか、福井議員が仲介に立たれたということですから、より以上にね、だれよりも詳しいかもわかりませんが、その辺について詳細にここで御報告をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

詳細にと言われましたが、私も現場にいたわけじゃございません。ですから、お聞きした範囲内ということでよろしゅうございますでしょうか。

当日、3月26日でございますけれども、夜はかなり酔っていらっしゃったということですが、その場で、ある意味で言ったら口論になられたと。佐賀新聞社によれば子育て論ということになっております。これについて口論になりまして、松本議員が被害者の方の手首をつかまれ、そして立ち上がられたときに、ねじれて肩を損傷されたということを伺っております。この損傷につきましては診断書がございましたので、これによって確認をいたしております。また、現場には数名の方がいらっしゃいました。この方たちも目撃をされておられたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明では、口論になって、被害者が立ち上がって、ねじったということですね。先ほど松本議員の話では、新聞記者の方から通報を受けて、それまでは全く自分にはそういう認識がなかったというようなね、そういう発言だったと思いますが、じゃあ、その診断書ですね、どういう状況なのか。例えば、いろいろあると思いますね。そのことによって傷を負うとか、骨折をされるとか、いろいろあると思いますが、その点については御承知いただいているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

私の知り得る範囲でお答えいたします。

診断書によりますと、まず、手首に少し握られたところの跡があったということと、それから、左肩の靭帯だと思いますが、そこを損傷しておられて、全治2週間の傷だという診断でございました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

それと、先ほど御本人は、81日間悩み苦しんで、電話をしてくれる人はすべて味方だったとおっしゃいましたね。なかなか逆の立場での電話はないと思いますが、本人さんが認識なさっていないかもわかりませんが、私がそこまで言う必要ないと思いますが、私たち議員に対しては、やっぱり非常に強いおしかりを受けてきました。今でもそういうのがありますし、特にここで何度も申してきましたが、ちょうど私もその間、市民の皆さんのアンケートをいただいておりますからね、アンケートの中に「議員はけじめつけんとや」というようなおしかりをですね、これを見ますと、本人さんは何もなしで、私たち周りが非常にこう、私たちも悩み苦しんできたんですよね、この間ね。そういう気がして、何なのかなという気がしますが、大体、実態はわかりました。

先ほどの話の中で本人さんから本質的なところがなかったもので、私はお尋ねをしました。それによって判断をしていきたいと思いますが、何にせよ、やっぱり弱い女性に手を上げるということはよくないと思いますし、男性のあの力でつかまれば、ちょっとしたことでもやっぱり、力は強いわけですから、いろんな形の症状が出てくると思います。大体、本質的にはわかりましたので、これで質問を終わって、みずからの判断をしていきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

少々時間をとるかもわかりません。質問項目を七、八点準備いたしておりますので、お尋ねをいたします。

まず、この決議が辞職勧告ということですので、勧告ですので、このことそれ自体が辞職に至るかどうかという、そういった点での拘束力のない決議案とはいえ、この趣旨が1人の我々同僚議員の首を1つとるという意味での督促を求める決議ということでございますので、やはりそれ相当の慎重な審議を求められているという意味では、だれしものが一致した意見だろうという立場から質問をいたしたいと思います。

まず、提出者にお尋ねしたいその第1は、きょう、この決議案を公式に見せていただいたわけなんですけど、ただいま口頭で決議案を読み上げていただきましたけど、その根拠がで

すね、新聞報道によればという根拠にすべてなっております。本人さんにどの程度の事実確認をされて、その事実確認を当事者双方から行われて、その調査の上で客観性を持って判断の上に提出をされたかという点で非常に疑問が残ります。報道によればと、報道は確かにエキスの部分は書いてあると思いますけど、それに至る経過とか、いろんな事情が積み重なって一つの形が出てきておるといふふうに思います。ニュアンスの違いもございます。

そういった点で、どの程度の事実関係の調査を双方にされてきたのか、その実情について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

根拠についてのお尋ねでございますが、基本的に、まず新聞報道がなされたということでもございました。先ほど松尾議員にもお答え申し上げましたけれども、私がたまたま仲介に入っていたという点がございまして、双方から事情を聞く機会がございました。その詳しいことは申し上げませんが、そういう場を通じていろんなことを知り得たことがあったということもございます。それ以上はプライバシーにかかわることもございますので、これ以上申し上げませんが、そういうことでまず1つあったということと、それからもう1つ、一番考えなければいけないことが、私たち市議会議員が暴力を振るうということにはならないことだと思います。どういう経過があったにしても、理由があったにしてもすね。だから、これは我々の倫理綱領にも違反をいたしておりますし、暴力団等の暴力を排除する決議にも違反をしていると、これは文面に書いておりでございます。だから、そういう面を配慮いたしまして、この決議案を提出いたしました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

暴力の是非論を得れば、暴力は悪いに決まっておるわけで、暴力それ自体は何も私が今お伺いしておるわけじゃございません。その事実については本人も認めて謝罪をして、今日、示談が成立をしておるといふ経過をたどっておりますので、そのこと自体は問うてはいないんですけど、あとの質問とも関連しますけど、福井議員はマスコミの紹介によってということで、御本人から先ほど発言がありましたけど、示談の仲介の労をとっていただいたと。その結果が示談の成立に大きく影響したというふうに思うんですね。

その示談の仲介を果たしてこられた御本人が、その示談成立でもなおだめだというようなことで、この公職を追うような決議の提出者になられるということそれ自体も、人間のちょ

っと信頼関係といいますか、そういうふうな感じも私は実感しておるわけなんですけど、そのことにも1つはお答えいただきたいと思いますが、仲介の時点における、福井議員が被害に遭われた方とこの松本議員との間に立たれて、その事実関係については一定その期間は聞かれておると思います。しかし、その後の示談成立後の措置ですね、今日までの経過、御本人は責任をとって先ほどのような自分の今自粛、あるいは公職である交通体系等特別委員会の副委員長の辞任というようなこともされておるわけなんですけど、示談成立後における事実確認というのはどの程度されておるのか。

そしてもう1つは、他の提出者、あるいは賛同人として名を連ねておられる皆さんに、直接御本人から説明なりを聞かれて判断をされているのか、これは福井議員がそういうことであったという説明ということは、他の提出者並びに賛同者は間接的な意見しか聞いていないということになると思います。そういった点で、間接情報をもってこれだけの議員の皆さんが連署をされているということについての私が今質疑をしておるわけですよ。そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

まず、示談に私が仲介に入ったということの理由から申し上げますけれども、もし示談が成立しなければ刑事事件となっておった可能性が非常に強うございました。これではやはり松本議員にとっても大変なことになるなという、実は、そのときはそういう思いがございました。その後、私たち今回の提出者と賛成者でいろんな話をいたしました。だけど、議員としてやっぱりしてはいけない行為じゃないかなと。だから、本人さんが何らかの行動を先に起こしてもらったほうがいいんじゃないかなということをおもっておりました。ところが、実は現在までそれがございませんでした。そういう経過もありまして、こういう決議案を出したということでございます。

それからもう1つが、全協の席で御本人が、我々議員に対してある程度の経過も説明しておられます。しかも認めておられます。そういうことがありまして、この決議になったということと、もう1つ、私たち提出者と賛成者が本人さんをお呼びしてお話を聞いたということとはございません。そういうことを根拠といたしまして、この決議案を提出したということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

この決議案を提出される動きというのは、6月議会以前からそういう動きをなさっている

というのは私も情報にございました。それからかなりの時間が経過をいたしておりまして、恐らくこの間は提出それ自体についても慎重に判断をされたと思いますし、あるいは皆さんがお寄りになって検討される上で、本人の直接の事情を求めようとすれば求めることは可能であったと思います。今申されるように、皆さんで疑問点を含めて直接情報を得て判断に踏み切られていないという事実が、今はっきりしたように思います。

それから、これはもう議会全体として、我々同僚議員の1人の責めを問うということでありまして、ここにメンバーとして名を連ねられている皆さん方は、つい先ごろ6月議会前に新しく会派を、本市議会としては規則上は会派制を認めることになっておりますけど、会派の弊害が多いということで、事実上、実態としては会派制はとってきておりませんでした。その6月議会前に会派を結成されたということで議長に提出をされて、6月議会の前に議会運営委員会でそのことが明るみになったわけなんですけど、1つの会派だけですね——会派に所属しておられないですね、この松本議員は——のことについて審議をされておるということが、どうも政治的なにおいがふんぷん私は一つはいたしております。

こうした重要な同僚議員の責めを問うような決議案を出すということになれば、会派を超えて全議会として、このことについてどういうふうに対処をすべきかという議論の提起もあっておりません。政治的な駆け引きで、過半数で通ればいいんだという、そういう安易なことでは、私はこうした重要な問題はいけないと思います。あくまで全会一致を目指して徹底した検討を深めた上で、1つの方向性が出てくる、そういう形を私はこうした重要な案件についてはとるべきだと。これはもう議会のルールを決める際もそのとおりだと思います。

そういった見地から考えても、1つの会派の結成された初めての公式な活動がこれだというふうに認識をいたしておりますけど、これが会派の結束の具に使われてみたり、あるいは政争の具にこうしたものが使われてみたりと、そういうにおいも私は印象としていたしておるわけなんです。

そういった点でお尋ねをいたしますが、全議会にこうした問題の投げかけをされて、全議員として検討するチャンスをみずから何でつくられなかったのか、自分たちの会派だけでここまでやってこられたのかですね、全議会の問題じゃないでしょうか。そういった点での御質問をいたします。

ちょっと質問しよってですね、本人さんがこっちにおられるから、後ろを向きながら質問をしよるけん、ちょっと不自然な感じがいたしますが、次回から登壇をして行いますので、このこともつけ加えますが、今の質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

ただいま、会派のことについてお尋ねでございました。会派というのは確かにございますけれども、これはあくまでも勉強会ということで会派をつくっております、政治的な動きをするというものではございませんし、今回の決議の提出にいたしましても、たまたま会派のメンバーが入っておりますけれども、別に政治的な意図があったというわけではございませんでした。これは本当に会派のほかの皆さん方にも聞いていただいてもいいと思います。

それから、全議員になぜ呼びかけなかったかということでございますけれども、これを出そうと決めたのがおとついの夕方でございます、提出したのが昨日の午前11時だったのでございまして、まず、呼びかける時間的余裕がなかったということが一つございました。そういう理由がありまして、実は全議員になかなか呼びかける機会がなかったということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいま、全会に呼びかけるいとまがなかったというようなことを申されましたけれども、全会に呼びかけるいとまがなければ時間をつくるべきだと思います。こうしたたぐいの重要な案件について、恐らく連名されておられる方々は賛成に立たれると思いますので、それは過半数にはなると思いますよ。しかし、過半数でいいことなのかどうなのか、議員の議席を1人奪おうという決議です。それを僕らは本当にこのことについては関与をさせていただいておりません。もし関与をさせていただいておったならば、出すことの問題、あるいは提案理由の問題、そういったものが全会として提案できる形のものででき上がって、こうした本会議に上程をされたと思うんです。

そういった点で、全体の意見を反映していないこの軽さですね、こういった点について、それで議員の職を奪うような決議案、そういう軽いものでしょうか。私は、公職選挙法に基づく議席というのは、極めて責任も重大だし、毅然たる法律に基づく現実だろうと思います。しかも、本人がこのことを問わず、議会活動も率直に申し上げて市民から批判のあるような議員であれば別です。本人も先ほど申されておったように、与えられた期間中、すべて一般質問に登壇しております。私を含めて学びたいこともたくさん、新しい1期生の割にはこれだけ活躍をされる議員はそう多くはいないと思うんですよ。そういう彼の議員としての市民の負託にこたえる努力と、そういうことを考えれば、やっぱり議会として今申しますように全会で検討すべきことだと思いますので、私はぜひこの問題は差し戻していただいて、全会での議論をつくるチャンスをぜひつくりたいと思うんですけど、そのことについてのお考えはございますか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

全会でもう1回話をしたらどうかという御提案でございましたけれども、この決議案自体が既に書式として調っておりまして、提出いたしております。だけど、これにつきまして、私一人の判断でどうこうということを決めることはできません。ですから、全体で提案をするということでありましたら、いま一度ここで休憩をとっていただきまして、もう1回話をさせていただきたいと思いますが、これは議長の許可を得ないとできませんので、私の口から何とも言えませんけれども、そういう時間を与えていただきたいと、僕はまず、これは議長にお願いいたしたいと思っております。（「ぜひそうしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。午後1時から再開します。

午前11時40分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き、会議を開きます。

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

先ほど谷口議員からございました、全員で協議したらどうかという話でございますけれども、提案者と賛成者で協議をいたしました結果、現状のままで進めさせていただきたいという意見でございましたので、現状のままで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

非常に残念ですね。特に結成された会派は8人というような会員を擁してありますので、1つの過半数を越す会派がこうした暴走に似たようなことをされれば、やはり少数意見とか、一定の盛り上がりのある意見についても、今後の他の案件に関しても非常に危惧を感じます。そういった点で、やはりそういった点での大きな一つの勢力を擁するならば擁するほど、こういうものは慎重に対応をされるべきだと、このように考えます。

改めるといふようなことではないという結論に達されたということですので、その事実は事実としてお受けとめはしますが、今のような懸念を私は抱く、このことだけはつけ加えておきたいと、このように思っております。

それから、次の点のお尋ねをいたしたいと思っておりますが、司法に例えてちょっと申し上げて

みたいと思いますが、これは種類が違いますけど、事の事件に関する刑罰と申しますかね、市議会では懲罰ということになる、言葉が置きかえられるかも知れませんが、司法の場においては、その犯した事件と与えられる罰が均衡がとれているかということの原則があるかだと思います。これは、専門的には罪刑均衡の原則というふうに使われているのですが、そういった観点から、既に示談まで成立をして、先ほど本人から弁明がございましたけど、その事実は事実として本人も受けとめた上で、むしろ迷惑をかけた思いもあるということで、ほぼそういう言葉に代表されるように、要するに、落ちついて現在に至っておるといふ、こういう前提をとらえてみても、この事件の当時のことにさかのぼってですよ、手をひねったということで、結果的に本人は暴力の意思はなかったにしろ、そういう診断結果になったというのは事実ですけど、それが議員辞職という、要するに懲罰の均衡に照らして適当かどうかと、これは大変重要な論点だろうと思います。そういった点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

私は法律専門家ではないので、法律の面のことはよくわかりませんが、まず、3月の時点で起きた事件をなぜ今かという問いでございました。これは本来、もっと早く議会、臨時会等あったら、その場で提出するつもりでございましたが、その議会が6月議会まで開かれませんでしたので、今回に至ったというその経緯でございます。

それから、均衡がとれているかという質問でございまして、この決議案にもございますように、私たちは鹿島市倫理綱領というものを持っております。しかも、暴力団等による暴力の根絶に関する決議というのもいたしております。というのは、議員の役割というのは市民に対して、いわゆる説明責任も当然ありますし、暴力行為を議員自体がするということが、私はこの決議に値するというふうに判断をいたしております。もちろん、示談は成立いたしておりますが、その結果、いわゆる刑事事件にならなかった。だけれども、やはり暴力事件があったという事実は紛れもないことでございます。これは松本議員自身も、我々の全協の場でもおっしゃいました。きょうも冒頭にそういうことも言われたということでございますので、ですから、3カ月ぐらいたってから、今さら何やということでもありますけれども、やはり暴力は暴力だと、我々議員は襟を正さなければいけないという思いがございまして、こういう決議を出したと。

もとより、議員に対してこういう決議を出すということ自体が、私も非常に心重いものがありました。選挙を受けて当選された議員に対して辞職勧告をするということ自体が、大変に重たいものだと思っております。それであっても、やはり私たち市議会議員は暴力事件等

を起こしたらいけないと、そういう強い思いがありまして、この決議文を出したということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私の冒頭の質問を今ごろ答弁された部分がありますが、今回に至った経緯というのは、言われますように臨時議会も定例議会も今回、本会議の開催が今回初めてでありますけど、提出の判断をされたのは一昨日と言われたでしょう。提出するかどうかの判断をされたのは一昨日したんだと。そして、昨日提出されたんだと。だから、意思を決められてからは2日しかたっていないんでしょう。だから、途中で臨時議会があった、なかったというのは、余り今の答弁では理屈が合わないような気もいたしますが。

それはそれとして、もちろん暴力を起こしたり、不祥事を起こしたりと、こういうことを公人である我々議員一人一人がね、それはもちろんあってはならないことですよ。だからこそ、本人も深く反省をし、示談成立までなって今日に至っておるわけですから、そういうことを言っておるんじゃない。もちろん、やっぱり公人として襟を正して、倫理綱領に基づいて毎日が行動されておるということは極めて当然なことであって、ただ、襟を正すという議論とですよ、私が今問うたのは、その量刑との均衡の話聞いておるんですよ。

議員として、まず、公人である前に私人、だから、公人としての立場にある以上、やっぱり私生活をめぐっても襟を正した生活をしなければならない。しかし、一人一人考えてみて、交通違反の事案含めてですね、私たちはそういう不祥事とは常々背中合わせで生活しておるわけですね。

そういうふうなことを前提に考えてみて、議会に、要するに議会の機能を停止させるとか、市民の利益に著しく損害を与えるとか、行政の執行に支障を与えるとか、そういうふうな、まさに議会の本務に傷をつける、議会活動、あるいは議員活動としての本務に被害を与えるとか、危害を与えるとか、そういう場合の量刑と、こうした事態に今日おさまっているこの事態における量刑——量刑という言葉は適当ではありませんけど、要するに懲罰というのはいろんなランクがあると思います。それはもう辞職が最も強いランクだと思います。それはもう議長の訓告という制度等含めてですね、ランクはいっぱいあると思います、自粛とかですね。だから、そういった点での検討をされたのか、されていないのか、そこら辺を聞いておるわけです。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

議場内での不祥事に関しては懲罰規定がございます。それから、議場外においては懲罰規定がないのです。この議員辞職勧告になぜ至ったかといいますと、これ以外になかったからです。我々の手段としてございませんでした。ですから、本当に心苦しい思いなんです。それ以外のものがなかったということで議員辞職勧告に至ったということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

いみじくも今申されたように、非常に心苦しいと、ほかに手段がなかったということで、心苦しい懲罰のレベルを今度提案したんだということなんでしょうけれども、心苦しいというところまでの決議の内容にすること、それ自体も検討する必要があるんじゃないですか。心苦しいほどの内容に及ぶような決議の必要があるのかないのか、その判断ですよ、政治的な。他の方法というのは検討されたのか、されなかったのか、その最大の責任のとり方に心苦しいけれども、ほかに選択肢がなかったというのでは、ちょっと説明不足だと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

答弁いたします。

先ほど心苦しいという言葉を使いました。これは、やはりこの重さを理解しているという意味で使ったということでございます。ほかに、当然いろんなことを検討いたしました。検討いたしました結果が、この議員辞職勧告だということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

なお同僚議員として、この市勢の発展に、議会という一元の立場で、全体の力を合わせて市勢の進展のために、特に今回から新しく市政が樋口市政にかわって、行政も組織の体制を今固めておられる、議会もその一元としてですね、こうしたときに——意見の違いはありますよ。意見の違いはありますけれども、議会としての一枚岩感といいますかね、そういうものをもって事に当たっていく一番きょうはスタートの日、スタートの定例議会だろうと思います。そういった意味でもいま一つ、私の今の質問に対する御答弁には不満が残るところでございます。

次に、お尋ね点を変えます。

1つは、4月16日に佐賀新聞に報道をされました。それから何度も申し上げておりますよ

うに、示談は円満に解決して、現在、もう全く平常な状態になっておりまして、この問題を今ここで改めて惹起することによって、被害者の心情というものもひとつ配慮をしなければいけないと思います。起こした側の松本議員を問うことも、それは皆さん方8名の方はそういう意思があらわれるかもわからんけど、一方の当事者もおられるわけですね。またこれを社会にさらすということをやっておられるわけですので、そういった心情的配慮というものが欠けているというような気もしますが、そこら辺についてはいかがお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

その後、被害者の方といろんなお話をしたということとはございません、この件につきましてですね。それで、被害者の心情を害するかわからんということではございますけれども、これは何とも私の口から答弁できる問題ではございません。被害者の心情の問題でございますので、私が推測で物を言うわけにはまいりませんので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

その点は非常に、今の御答弁は無神経な気がしますですね。被害者の心情ははかり知れないということの今答弁をされましたけど、それ相当のやっぱり心情的な影響を与えると思うんですよ。だから、それは一方の当事者を今ここで問うておるわけですけど、一方の当事者に対して、こういうことで示談が成立して円満解決に至っておるけど、改めて政治的な立場ではこういうことを問うと。だから、再びまた新聞記事にもなるかもわからんけれども、ここはひとつ容赦願えないかと、これは当然人間の常識的な線としてはやるべきですよ。本人さんの心情、プライバシーにかかわることをもう一遍ここで惹起するわけですから。そういう手続はとっていないんですか。——まあ、いいでしょう。とっていないということでしょう。ですね。とっていないということですから、そこら辺も私は配慮が欠けていると思います。

それから、次に移りますが、この事件が起訴をされている事件であればまた別です。あるいは、有罪が確定しておれば別です。しかし、松本議員のこの可決ということに、ここに狙上に上がることで体が彼の名誉にかかわる話をしておるわけですね。それは、場合によっては名誉の棄損という、行き過ぎれば。そういう抵触する部分とのバッティングも想定をしなければいけないと思いますけど、そういった点では何かお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

8 番福井正君。

○8 番（福井 正君）

お答えします。

名誉棄損という言葉が使われましたけれども、それは名誉棄損で私が起訴をされるということであれば、それは受けて立ちますけれども、しかし、それよりも大事なことは、市民に対して暴力を振るったというこの1点だけなんです、私が言いたいことは。それだけを私はただしたいという思いで、この決議を出しました。ですから、それ以上のことは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

暴力を振るったと、暴力が故意の暴力なのかどうなのか、私も現場はつぶさにわかりはしませんが、やっぱり議論の過程でね、従来、面識のある方同士で子育て論、いわば政策的なお話し合いの中でそういうふうなことに至ったということなんですけど、そこの経過は別にして、暴力を振るったということそのものを肯定するような話は、私は今しとらんですよ。これはもう否定すべきことです。

だから、その一つ一つの事案、これは先ほど言いますように、量刑の均衡という観点から何か一つ、議会も先ほど言いますように私人であります。私人、日常の生活を365日の中には、あいた一と、あれはちょっと失礼なことしとったとか、あれはちょっと間違いだったなど、やっぱり人間としての反省すべき点はいっぱい我々抱えて生きておるんですよ。だから、それを一つの新聞ざたになって取り上げられれば、一つ一つがこういう勧告の決議案に結びつくような、この出し方にしても新聞報道によればというような、そういうふうな出し方でこういうふうな論理立てをしていくなれば、これは何にでもこういうものが適用されていく可能性もあるわけであって、我々議会がやっぱり正々堂々と自由闊達に活動をし、議論をするというような、そういう懐の広さ、そういう環境も僕らがやっぱり持ちながら、生きた議会活動、議論が議会内でできるような、萎縮を与えるような風だけは僕らは少なくとも持ってはならないという観点から聞いておるんですけど、暴力を振るったことそれ自体はよくないことです、悪いことです。だから、辞職勧告決議案なんだという話が少し飛び過ぎているのではないかという質問をしておるわけなんですけど、今のような御答弁ですので、もうその件については、量刑の均衡という観点からもなお疑問が残ることが明らかになりました。

それから、冒頭申し上げて、若干確認の質疑を1点したいと思います、提出者の福井議員は、要するにマスコミの紹介によって指名をされて、その仲介の労をとられたですね。今回至った示談について、何か違和感とか問題とか、心情的に残すものがありなんでしょう

か。でなければ、この決議案の提出者になられることと円満解決に働かれたことと、非常にそこら辺が我々第三者から見れば理解に苦しむところなんですけど、そこを確認の意味でもう1回お尋ねしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

このことは一度答弁いたしておりますけれども、確かに示談には私もかかわりました。これは刑事事件になりそうだという事態がございましたものですから、そこまでしたらいけないだろうという思いで示談にかかわったということでございます。それであっても、やはり暴力を市議会議員が起こしたということ、この事実は消えない。ですから、本当にある意味では心を鬼にしてという言い方はおかしいですけれども、それでもやはり自分たちの鹿島市議会としての一つの考え方をお知らせするという意味においても、この決議案というのが必要だったと、私はそういう心情でこの決議案を提出いたしました。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

これで最後のお尋ねにしたいと思いますが、それぞれの提出者と賛同された議員の方々に、議席順で結構ですので、今までの議論も踏まえて結構ですけど、この提出に署名をされたその経過と、そして、本人から直接事情を聞いておられない、ここに書いてあるように、新聞報道によればという理由で事実関係の確認をしたことになっておりますけど、そこら辺についての見識といいますか、それぞれの提出者と賛成者にお尋ねをして終わりにしたいと思います。議席順にお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

賛成者は答弁できないということになっておりますので、提出者の方。4番光武学君。

○4番（光武 学君）

谷口議員の質問にお答えします。

私も提出者の一員として名前を連ねておりますけど、これまであらゆる面から谷口議員の質問に対して福井議員が答弁を申し上げられました。私から答弁することも、福井議員と全く一緒でございます。

以上です。（「賛成者は」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。議運を開催します。

午後 1 時 27 分 休憩

午後 1 時 57 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの12番谷口議員の質疑に対する答弁は、提出者だけしか答弁できません。

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

提出者のみが答弁権があるというような見解が、全国議長会等の見解でそういうことだということでしたけど、これは例えば、今度決議案ですけど、議案の内容にわたっての質疑ということであればそのような解釈になると思うんですけど、新聞報道程度でこれだけ重い決議案を出そうということなんですから、それに対する責任感といいますかね、そういった点で賛同者として挙手をする前に、起立採決の前に連名をされておると。しかも同一会派の方々なんです。だから、そういった意味では一人一人の思いがあろうかと思ったんです。だから、それは進んででも手を挙げて答えていただければいいものだと思っておりましてけど、そういうふうな扱いということでございますので、この件については私のほうが今回引き下がっておかざるを得ないというふうに考えますが、なお、今のそれぞれの皆さん方の賛同者の意見を含めてもう少し掘り下げたい点もありましたけど、そのお答えが得られないということでございますので、私が当面、準備をいたしておりました質疑については、これにて終わりたいというふうに思っております。今後の議論で未解明な部分等があれば、またお尋ねする機会をいただければという思いも含めて降壇をいたしたいと、このように思っております。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

議会全体で特別に調査を行ったという経緯がございませんので、事実確認と質問を何点かいたします。

まず、第1点目ですけれども、議員辞職勧告決議のところに「左手をつかんでねじった」というふうに書いてありますけれども、どのような感じでねじられたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

もとより私は当事者でございませんので、どういうふうにしてねじったかというのはわか

りませんけれども、診断書が出ておりますので、間違いないことでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

そしたら、提出者の光武学議員にこの件をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

私も福井議員と同様、現場には居合わせておりませんでした。ただ、診断書が出ているということは福井議員からお伺いしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

私はなぜ、皆さんがちょっとくすくすっと笑われましたけれども、左手をつかんでねじったということを、どういうねじり方をしたのかということをごきちんと把握されているかという意味合いで質問をいたしました。先ほど一番最初の説明のときに、福井議員は手を後ろのほうにこういうふうにしてやられましたね。実際、私、後から松本議員のほうにお聞きしましたら、こういうふうにご握っていらっしゃるんですね。そこもまた事実とちょっと違います。で、その確認をいたしました。

次に、被害女性の診断、先ほど診断書が出ている出ているとおっしゃいましたけれども、診断で出た病名というのは何だったのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

私も、3カ月前のことですからね、正確には覚えていませんけれども、多分、靭帯の損傷だったというふうにご記憶いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほど靭帯の損傷ということをご福井議員おっしゃられましたけれども、診断書はごらんになられましたか。——になりました。なつたということでございますが、それも先ほど松本議

員のほうに私は確認をいたしましたところ、靭帯損傷ではないということをおられました。というのは、診断書は関節炎だったと。この件についても、提出者の方がこれだけですね、ちょっと氷山の一角ぐらいの質問です、これは。それがきちんと把握をしていらっしゃる。事実、この状況を把握していらっしゃる状況で、これだけ重い議員勧告決議を出されているわけですから、その重みというのはわかっていただきたいと思うんですけれども、なぜこういうふうに事実が正確に把握されていないのかお伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように3カ月前のことですから、関節炎と書いてあったのか、私もしっかり記憶にございませんけれども、いずれにしろ診断書が出ております。暴力を受けられたという事実は変わりございません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

私も暴力について、これを肯定する気はありません。ただ、これが起訴されて刑事事件となっておれば、私はこれは全会一致で必ずなっていたと。ただその中に、全会一致でなく議員の一部で出されていたということになりますと、これはそこに何らかの要素が働いているというふうに考えます。

といいますのは、先ほど私が質問をいたしましたように、事実確認が違う。3カ月前のそういった文面を読んで、靭帯損傷と関節炎、これを見間違ふようなことはないと思います。ですから、その点については、私は非常に申し上げにくいんですけれども、診断書を見ていらっしゃるんじゃないかなという気がいたします。

ですから、そういうことも踏まえて、議会の中できちんとした議論がなされないまま、こういうふうな議員辞職勧告の決議をされたということは、これを出した方々は非常に責任が重いというふうに思います。ですから、この点は承知して、この議案に賛成をされた。提出者も中身を余りよく理解していない状況でされたということになりますので、この点はしっかりと皆さん考えて提出をしていただきたいというふうに思います。

あと、先ほどもいろいろ中断しましたがけれども、議会内部で本当は調査、あるいは研究、こういった事実関係を明らかにするための調査委員会、こういったものを開かなければならないというふうに思います。しかしながら、今までそれが一度も開かれぬ。どこで話があったか、これを出された提出者と賛成者だけの中で話が行われていた。ですから、こう

いうふうなことがあるということは、それ以外の方々は除外されて話が進んでいたということになります。ですから、その件については、先ほど中断いたしまして全議員でやりましょ
うと言ったにもかかわらず、それはだめだったと。これはどういう意味合いでそれを拒まれ
たのか、お伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

先ほど休憩のときですね、話をしましたときに、いろんな意見というか、もうほとんどの
皆さんがこのままで行ったほうがいいでしょうという意見でございました。これはできるだ
け早く解決したほうがいいだろうというふうな意味合いでございます。

以上です。（「済みません、もう1回。ちょっと聞き取れませんでした」と呼ぶ者あり）

できるだけ早く解決したほうがいいだろうというような考え方でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

できるだけ早くということでございますけれども、議員の身分にかかわることです。それ
を早くということも、私にはちょっと理解できない部分がございます。できれば、私個人と
いたしましては、全議員で調査委員会を立ち上げて、そして、そこで事実確認をもう1回す
るということ、先ほど質問したように、2点とも違いますね。ですから、こういったことを
して、そして、きちんと検証するということがまず第一じゃないですか。それをなされずに
このような重要な決議案を出すということは、私は個人的に非常に不快感を持ちます。で
すから、質問はこの辺でとどめておきますけれども、できるだけ賛否を問うときにはきちんと
良識ある判断をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

もちろん、皆さん良識ある判断をしていただけるというふうに思っております。議場内の
ことでありましたら、いろんな規則がございますから、それに基づいてできたのでございま
すけれども、議場外のことでございますので、なかなかそれができなかったということを御
理解いただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

二、三、質問をさせていただきます。

まず、質問は大きく分けて形式的な問題、これは今の手続の問題ですね、それが1つ。あと、実質的な問題で先ほどから問題になっているように、事実関係の確認がどのようにされたかということです。大きく分けて2つについて質問をしたいというふうに思います。

先ほどの谷口議員の質問の中で、賛成者、提出者2人、それぞれおられるわけですが、その件ですが、なぜ今回の決議に、いわゆる提出者が2人、賛成者が6人で、それぞれここで署名をされておるといったことがあります。議会の私の思うところによりますと、決議にしても、例えば意見書の採択についても、いわゆる賛成の気のある人は提出者として署名をするというのが通常であろうと思うんです。ところが、今回、提出者は2人で、賛成者が6名ということで分けてですね、なぜ分けてそのようにされたのかがわからない。提出者が2人で要件は満たすわけですから、決議案としてはそれは成立、提出できると思いますね。あえて何で賛成者の名前を別枠でして、提出者には質問できるけど、賛成者には質問できないというようなですね、今、全国議長会の事務局の問い合わせに基づいて、そのような報告が議長からありましたけれども、私それがわからない、意味がわからないですね。何で2つに分けたのか。

提出者の光武議員にお聞きしますが、なぜそのような形式に今回なっておるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

お答えします。

まず、提出者は2人以上要るということで、福井議員と私、そして、本来なら提出者のほうが順当だと思いましたが、あとの6人の方は賛成者のほうでいいんじゃないかということで、こういう提出の形をとった次第です。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私は、今回の件については、公平、公正、中立で質問をしてみたい。片方に寄るといような意見は、私は基本的に持っておりませんので質問をいたしますが、先ほど光武議員は、2人の提出者と6人の賛成者で構わないんじゃないかということでございました。私はそこで思うんですよ。提出者が2人、賛成者が6人、その6人の賛成者は提出者と同等の思いがあって出されたものというふうに私は理解するんですね。じゃあ、何で賛成者がですね、逆に言えば意地悪い見方をすれば、提出者は質疑を受けるけれども、賛成者は質疑を受けな

くていいと。逆にそのように勘繰られても仕方がない。だから、本来ならば提出者であれ、賛成者であれ、今回の決議については積極的に自分の意見を述べるべきだと私はと思いますが、どうですか。光武議員に聞きます。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

お答えします。

私個人としてはそういうふうに思いましたけど、会議規則でそういうふうに、賛成者はしづらいいけないということになっておれば、もうそれはそれで仕方ないと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほどの答弁で、そういう物の取り扱いをするということであれば、逆に提出者の2人だけでもよかったんじゃないですか。何で賛成者の6名もあえてそこに出さなきゃいけなかったのかなど。そういうふうに区分けをするんだったらば、提出者だけでもよかったような気がしますけれども、それはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

私がお答えいたします。

別に他意はございません。そういう形式だということで、提出者が2名、賛成者は自分も書かせてほしいということだったから書かれたということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

福井提出者のほうから先ほど意見がありました、書かせてくれというような意見があったと。という、私は思うに、提出者であれ、賛成者であれ、議会の中では同等の地位にあって、同等の権利があって、あるいは質問を受ける、そういうものがなければならないと私は理解するわけです。提出者と賛成者だからと、先ほど福井議員が言われた、いわゆる同等、あるいはそういう気持ちであれば、この問題について提出者であれ、賛成者であれ、自分の思いを市民の皆さんにお伝えするということは大事じゃないですか。賛成者だから意見を言わない。悪く言えば逃げる。そういうことではないわけでしょう。（「今、議長が言ったろうもん」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、私の意見です。（「何ば言いよっか」と呼ぶ者あり）何ば言いよっかじゃありませんよ。（発言する者あり）

○議長（橋爪 敏君）

発言は許可を得てからしてください。

○11番（中西裕司君）続

だから、意見を言ってください、賛成者なんだから。提出者と賛成者のそういうことについて、私は本来ならば提出者だけでもいい、賛成者はなくてもですね。議決のときに賛成すればいいわけですから、そういう思いがあります。この件は形式的な問題だけれども、実際上はいろんな意味合いがあって出されたものであるというふうに、まず理解をします。

もう1つです。今回の、今度は実質的な問題についていたします。

きょう、辞職勧告決議（案）というものを見せていただきました。これは私も議運をしておりますので、議運の開かれた状態から、私もこれを承知しました。ところが、この内容です。問題は内容です。非常に私が不満なのは、まずもって今先ほどの質問にもあったように、事実関係がしっかりまず押さえられていない。本来ならば議会内でのプロジェクトチームなり、少なくとも議運なり、そういうところで提議がしてあって、今回のこういう議員の暴力というものに対する判断をする、そういう機会はみんなにあったと思うんですね。議運のメンバーも賛成者の中にはおられますし、それぞれ手続的にはそういうものをするのができたらと思います。また、それをしなければ、本来の事実関係の承知はできません。

今回の勧告決議案を見ると、「佐賀新聞社の記事によると」ということで、佐賀新聞社の記事がすべてを物語っておるようなイメージを私は受けます。記事の紙面も限られた紙面の中での記事だったとは思いますが、やはりこのことについては、提出者みずからもこの確認をすべきであつたらうというふうに思います。先ほどの事実関係、ちょっと違うということもありますからね、そういうのが必要であつたらう。

特に福井議員は、新聞社から言われて、要するに仲介の役に立ったという松本議員の報告もあったわけでありますので、私たちから見れば、どっちが正しいのか、どっちが本当なのか、だれがうそなのかというのが私たちには判断ができないんです。決議案そのものについての判断ができない状態になっている。それはなぜか。事実関係での違いがあつたり、福井提出者そのものが仲介をしたり、そういうことの僕は適切なアドバイスをしてくれたと思いますよ。でも、その事実関係がしっかりこの文面では出てきていないということなんです。だから我々は判断できないということなんですよ。

だから、今、質疑をしたりなんかして、その事実関係の確認があつたり、福井提出者が示談の勧めをしたりね、佐賀新聞社も示談の勧めをしたとかね、そういうこともあるわけですよ。地元のマスコミ紙にとっては、余りにも行き過ぎたところがあるんじゃないかな、反省しなきゃいかんところがあるんじゃないかなということは私も思っておりますが、当面この事実関係について、何らかの手だてでですね、例えば8人、提出者2人、賛成者6人、8人以外にも事実関係をきちっと押さえたということはありますか。例えば、それに対する、

こういうのはちょっと難しくなるんですよ。そういう確認をした、何月何日、だれと会って、どういうふうな確認をした。メモがありますか。あるいは、どういう質問をして、だれがどう答えたとかいうね、やろうと思えば物すごくそういう厳しさが出てくるんです。そういう客観的な事項があって初めてこの決議案について結論が出せるんです。でも、それが一切ないじゃないですか、この帳づらにはね。提案理由の中にも詳しい説明はない。本人の弁解というか、本人の事実はここで皆さんの御協力で本人が言うことができましたけれども、そういうことができない。判断がつかないんです。そういう意味で福井提出者に聞きますが、そういう事実関係の確認というのは、どこまでどういう形でされたのか、改めてお聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

事実の確認ということでございますが、1つは全協で松本議員から説明がございました。新聞記事が当てになるかならんかという議論を今しておられるのかわかりませんが、まず、新聞記事で佐賀、毎日、朝日、3紙に実は掲載をされました。

それからもう1つ、中西議員先ほどおっしゃいましたように、仲裁といいますかね、それに入っている段階で双方から状況をお聞きしたということでございます。そういうことを前提にいたしまして、皆さんでお話をしたということでございます。

ただ、個人のプライバシーの問題がございますから、詳しいことまではなかなか言えない部分があります。ですから、私が話せるという判断した範囲の中だけで話をさせていただいたということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

福井提出者の御意見を聞きますと、事実関係は自分なりにきちっとしておるということですね。新聞の記事もあると。ただ、私が言っているように、この決議案の中には、いわゆる他人——他人というのはおかしいけれども、他人よがりの事実関係なんですね。提出者が2人、あるいは賛成者側の中のものではないという気がするんです。だから、新聞社だっていい迷惑ですよ。はっきり言って、そういうふうになっているんです。「報道されている」とか、「どの記事がある」とかですね。だから、その記事の裏づけというのをきちっとしないと、こういうことについてはなかなか人を、要するに刑罰ですから、議員辞職勧告というのは刑罰と一緒にですよ。要するに、名誉の問題を含めて、かなり大きなダメージのある決議案だから、やはりこういうことについては、ここは警察の取り調べとは違うんだけれども、

やっぱりそれに近いような形の実事関係はきちっと押さえて、そしてみんなの前に公表をして、そして判断を受けるということになるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、何かこの手続がいまいち不十分、この手続が不十分であるというふうに思います。

佐賀新聞社なり朝日新聞社の名前が出ております。松本議員の実事経過の弁明の中には、これはもう正式に松本議員が言われておるので、福井議員のアドバイスを受けてたり、佐賀新聞社の、何というか、どっちかといえば、お聞きしたところ、佐賀新聞社の主導型、指導、何と言えはいいんですかね。単なる示談の勧め、何と表現したらいいかわかりませんが、そのような方が深くかかわっておられるような印象を受けましたが、福井提出者は、その示談の仲介人としての意味はどのように考えて、どのように思っておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

このことにつきましては、もう午前中のときに多分、答弁をいたしましたと思います。確かに相談を受けました。相談を受けまして、やっぱり何とかしなければ、してあげなければいけないなという思いはございました。というのは、刑事事件になる可能性が非常に強かったということがございましたものですから、そこまで至らないうちに何とかせんといけんじやないかなと、私も思ったということでございます。

そういうわけで、佐賀新聞社さんから言われたという松本議員の発言がございましたけれども、もちろん個人的に多分されたことじゃないかなと思うんです。私も、個人的なものだという受けとめ方で受けとめまして、それならばということがあったということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

何か、地元紙の新聞記者の方の情報、広く言えば情報管理、非常に残念だと私は思っております。松本議員の午前中の弁明が正しいかどうかということも、ちょっと裏づけができていないというのも、私もそう思います。福井提出者は、それなりの実事関係は持っておられますが、それが本当かどうかというのは、佐賀新聞の記者については何かいまいちですね、本当ならば議会においても、本当にそうだったのという実事関係を押さえないと、何かこの問題についても、押さえ切れんままに結論を出さんばらんような感じになっちゃうですね。議会としては、私議員としては非常に苦しいこととなります。今、ここの議場で言われたいろんな実事関係、あるいは松本議員の弁明の実事関係、再度本人を呼んで、ここはどうだったのというようなお聞きしたいところもやっぱりあるような気がします。本当にそうなのと

ということなのですが、それはそれとしてよろしいとしても、事実関係を明らかにするには僕は不十分じゃなかったのかなと。

そして、診断書についても、どっちかちょっと今のところ覚えていないというようなことになる、やっぱり診断書なるものが大きな決め手になるんじゃないかという感じがするんですね。そういう暴行の事実があって、病院に行かれて治療をされて、どれだけのけがをされたというようなことね。ちょっと意見が違うので、診断書というのは福井議員、これは写しを見るとか、そういうことはできるんですか。可能なんですか、可能でないんですか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

私、診断書は所有いたしておりませんので、どちらかが持っていらっしゃると思いますので、それは、後で頼めば見ることができるんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

全体的な問題として、暴行という事実があったのは事実だろうというのは、私もそれは理解をいたします。ただ、その暴行の問題は程度でありまして、例えば、暴行がどのような状況でなされたかということが、やっぱり大きな理由になります。例えば、一つの刑事事件でさえも、いわゆる情状酌量になるのか、刑が軽いのか重くなるのかというのは、やはりその状況であろうというふうに思います。私たちも、その判断をする中ではやっぱりある程度、暴行という事実があったのかな、そして診断書が客観的な事実ですから、私たちが警察の捜査の調書を見るわけにはいかないわけですから、やっぱり少なくともそういうのが確認をできるのか。改めて福井提出者に聞きますが、診断書の中身についてももう1回お願いします、大分違いますのでね。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

警察にあります診断書につきましては閲覧不可能だというふうには思いますけれども、多分どなたか、ちょっと名前申せませんが、持っていらっしゃると思っておりますので、機会がありましたら、その方からお借りしてコピーができるんじゃないかなと思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほどの診断書の話ですが、福井提出者がちょっと記憶違いをされて、どっちだったかというようなことなんですけど、その写しを決議案が通った後に、こういう事実でしたよと補充されても余り意味がないんですね。問題は、診断書ははっきりこういうことであったということをおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

本当に、先ほど徳村議員にも答弁いたしましたように、診断書は示談のときに私のうちへ持ってこられました。ですから、当然見ております。ただ、内容を正確に覚えていないという、ここで不正確なことを言えませんが、後ほど、きょう今すぐというわけにはいきませんから、後ほどそれはあると思いますので、それをコピーして、中西議員が希望されるのであればお見せしたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私は、非常に残念なんです。なぜかといいますと、議員の身分を、いわゆる剥奪するわけですよ。そのための決議案ですよ。事実関係をしっかり押さえてほしいと思います。それが、症例がどういうふうなことがあったか、その状況もはっきりわからん。そういうことで、暴行があったという事実はあったにしても、その程度とか状況とかいうのが、やはり説明責任がおれはあると思いますよ、提出者には。文書にはつくらなくても、それぐらいのものがないと納得でけんですよ。そう思いませんか。僕は納得でけんですよ。何か証拠不十分で悪かほうに持っていくような感じの決議案なんですから。

僕は、刑事事件と刑事訴訟と同等のことをせろとは言いませんよ。でも、一般通念上、常識上、こういうのを出す場合の手続というのは、やっぱり適正でなけりゃいかん。しかも公開でなきゃいけない、その手続がね。2人と6人でやるような問題ではない。だから、議会でもその問題提起をして、議運なり、あるいは全協での報告があつたけれども、改めてその事実関係をもう1回調査しようじゃないかと。その結果、本当にもう客観的に明らかになってきて、新聞記者も記事に書いたとおりでというようなことがあればまた別です。

これからどうしてもその事実関係についてですね、やっぱり僕は不思議でならん。確定的じゃないですもん。今の診断書の発言もそうですよ。後でもらっても、この決議案が通った後でもらっても、「ほら見なさい、こういう事実でしたよ」と言われても、議会というのはそういうもんじゃないでしょう。議事の審議というのはそういうものじゃないと思いますよ。僕は出せとは言わんけれども、少なくとも、提出者はその病名といいますか、症例、それぐ

らいはメモをしてきて、はっきりさせるべきじゃないですか。それがないようだったら、だれも説得でけんですよ。説得せろ、理解せろ、反対する者は反対していっちょけて、これが議会の常識ですか。常識じゃないでしょう、そういうことするのが。あくまでも客観的に、公平に公正に情報は公開をして、そして、この議会での議論をする中で結論を導き出していく、これが議会の適正な手続なんじゃないですか。役所のほうだって、職員の厳罰をするときにはそれなりの裏づけをとって、そして、きちっとした委員会が開かれて、そこの中でやっていくわけですからね。私は、そういう意味で非常に残念です。

もう1点でございます。これが議会で決める政治倫理綱領の第3項に抵触するというようなことも含めて、こういう議論があるというようなことですね。

もう1つ、その次にある、「平成20年鹿島市議会12月定例会において、全会一致で決議した、決議第1号「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」の精神にもとるものである」と。私は、この決議は暴力団等のいろんな抗争があって、そして議会にもという、そういう暴力団等による暴力の根絶に関しての外向きの決議じゃなかったかなと思うんですが、今回の事件と、精神にもとるということですから、「もとる」という意味合いがちょっとわからないでおります。説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

お答えいたします。

「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」ということでございますが、これは中西議員が外に向けてのものだというふうにおっしゃいましたけれども、これは内にも向かったものでございます。議員が、この決議を守れないような状態であればこれでいいのかと、議員が率先して守るべきじゃないかなというふうに私は思っております。（発言する者あり）

先ほど「もとる」についての質問がありましたが、いわゆる「もとる」という意味は、これにある意味違反するというふうな、そういうふうな意味でとらえていただければいいんじゃないかなと思います。（「ちょっと暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後2時46分 休憩

午後2時46分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういうことを、今回、決議第1号の暴力団等による暴力の根絶に関する決議という中には、本人が暴行を与えたというのが、これは暴力団という意味ですかね。それに近い行為だと、そういう意味ですかね。この「精神にもとる」という、改めてもう1回お願いします。決議書によると、そういう文句がないような気がするんですが、解釈の違いがあるかもしれませんが、提出者としてはどのように感じていますか。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

文章の解釈の問題になってきから、いろいろ難しい問題が出てきますけれども、「暴力団等」という言葉があります。ですから、決して暴力団という意味で使っているわけじゃございません。ただ、暴力を根絶せんといけんという精神がここにあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私のとらえ方と福井提出者の受け取り方はちょっとそれぞれ違うようでございますが、精神にもとるということですね、そういう考え方でこの文章が入ってきていると。暴力団ということじゃないわけでしょう、本人がですね。そういうことではない。それは理解をいたしました。

それで、先ほどから私も言っていますように、やはり事実関係についてちょっと不安があるね。その前に、いわゆる形式的な手続の問題で、提出者と賛成者かな。そういう2人と6人という関係、今まで議会のいろんな議案の中で、そういうことがあったのかなというふうに私は理解をしております。それはそれで、要するに提出者と同等の賛成者の意見というふうに先ほど言われておりますので、御理解をしたいというふうに思います。皆さん承知しておられると、事実関係を含めて承知しておられるということで御理解をしたいと思います。そういうことが1つ。

そしてもう1つは、先ほど言ったように、決議の条項にもとるということは、それは確かに、暴力そのものは私たちもそういうふうに思います。特に男というのは、か弱い女性の味方にならないかんというのが、私は家庭では立場が違っておりますから、ちょっと弱いところがありますが、それにしても今回のものの、いわゆるもっと客観的な事実関係をですね、やはりさっき言ったように、公平、公正、公開の立場でしていくのが議会の役割だと。そして最悪、もうあんたしようがなかと、もうこの際、あんたやめていっちょきんさいと、そして責任ばとんさいというところまでのことを、やっぱり手前で手続の問題として適正な手続

を踏むべきであろうというふうに思っております。

今回、6月議会というのは樋口市長の門出でもあります。議会と長が、本当にこれからの鹿島市のすべての問題について協議をして、政策立案をお互いにし合ってやっていこうということでもあります。そういうことだから、僕はこの問題をうやむやにせろということじゃないですよ。うやむやにせろということじゃないけれども、何か余りにも前市長時代の適正な手続というこれからの議会のルールを余りにも無視した、まだそこまで十分していない。なかなか、私はこれからの議会のあり方について疑念を持っておるところです。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

るる今質疑があって、いろいろ議論をされました。その中で、僕も本来この件に関しては、当然許されるものではないと、そういうことは私も思います。がしかし、本人もいろいろと聞いてみれば、社会的責任も十分に背負っているし、また、議会でも役職を返上されております。また、本人は1期生の中でも市勢発展のために、我々でも勉強させていただくような質問をされており、また、最初から1回も欠かすことなく質問をされており、また、本人も相当反省されており、議員辞職まではいかかなものかと思えます。

それから、今の話で聞いてみれば、新聞報道上によればということだけで、これではいかかなものかと思ひまして、僕は、この件に関しては反対ということで討論にかえさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。10番橋川宏彰君。

○10番（橋川宏彰君）

私は、ただいまの決議案第2号に対し、賛成の立場から討論をいたします。

市民の皆さんは、議員に対し大きな期待と、反面、厳しい目で見られるということは、議員の皆さん自身も自覚をされておられることと思えます。市民の皆さんから負託を受けた議員であるということを念頭に入れ、24時間その言動には十分注意をし、責任を持っておかなければならないと思えます。

事例を紹介いたしますが、新潟県妙高市では、市議会議員が酒に酔って女性の方に暴言を吐かれ、これは言葉の暴力であります、それが問題となり、市議会で辞職の決議をされ、

その後、市民の皆さんがリコールの運動に取り組み、リコールが成立し、辞職をされたとのことでもあります。

また、先ほど提案者の方からも申されましたが、平成20年12月議会において、本人も含む全議員により暴力の根絶の決議をいたしておりますことから、この決議案に賛成をいたしまして、討論といたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

私は、この件に関しまして反対という立場で討論をいたします。

それは、まず第1点、今回の件につきましては、当事者間で示談が済んでいるということ。

2つ目、提出者並びに賛成者が、事情を一部始終完全に把握していない状況で、このような重要案件を出しているということ。

3つ目、議会全体の問題と言いつつ、佐賀新聞社等の取材のみでの内容で判断し、議会全体として事実関係、これまでの経緯調査も行っていない。本来なら、調査委員会等を立ち上げるべきであると思う。

4点目、提出者の福井議員が、今回の件に関し仲裁に入ったと聞いておりますが、この仲裁をした福井議員が今回の辞職勧告決議の主導者であり、なぜ仲裁に入った人がこのようなことをされるのか、私は疑問を払拭できません。

以上4点で、この件には反対します。新しく船出をしました樋口鹿島市長の最初の議会であるにもかかわらず、このような議会の見苦しい点を恥じるとともに、私はこの議会に寂しく、申しわけなく思います。

若手の議員として一言申し上げさせていただければ、こういう事案はもううんざりです。こういうことをする前に、もっと議員としてしなければいけないことはたくさんあると思います。一般質問にしてもしかり、任期も3年たちました。しかし、3年たっても一般質問を1回しかやっていない人もいます。これでも最悪ですが、まだゼロ回という方もいらっしゃいます。どなたとは、名前は申し上げません。議員を辞職すべき方は、私はこの方たちじゃないかと思えます。発言をしないのであれば、ぜひその席を志ある若手に譲っていただきたいというふうに思います。この言葉は、市民の皆様からこういうことこそ議場で発言すべきと私はおしかりを受けましたので、ここで申し添えておきます。

最後になりましたが、今後、議員辞職勧告がほかの議員に出ないように、私も含め気を引き締めてまいりたいと思います。

以上で、反対討論といたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

私は、ただいまの決議案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

今般、市民の皆様から、議員に対する視線、議員の言論活動に対する視線は厳しいものがあります。私たち今議会は、3年前の選挙によって負託を受け、そしてこの議員バッジをつけ、この4年間の任期を全うすることを市民の皆様から負託を受けました。その中において、私たち議員自身が最も自覚をしておかなければならないことは、高い倫理観とモラル感を基本に、市勢発展に努めていかなければならない重い責務を背負っております。

その意味において、鹿島市議会においても鹿島市議会倫理綱領を定められており、その中の前文で、「我々議員は、市民から市政に対する権能を信託された代表であることを自覚し、政治は主権在民をもとに法によって運営されるべきものであることを共通の政治理念とし、高い倫理的義務に徹し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与するため、ここに鹿島市議会倫理綱領を定める」としてあります。

また、決議文にも書いてありますけれども、「我々議員は、厳正公平を旨とし、市民の信頼にもとることがないよう真摯な態度を堅持し、議員本来の使命に最善をつくすことを責務とする」と書かれております。今、最も求められている議会というのは、議会の権威、そして信頼であると思います。確かに、同僚議員のことであり、私たちも苦渋の決断をしなければなりません、最も大事な議会への信頼感という点において、この決議に対して、私は賛成という立場をとらせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私は、本決議案に反対の立場から討論をいたします。

賛成討論の理由を今述べられたことは、私も100%のみ込むことができます。ただし、私が反対理由を申し上げるのは、次の理由からでございます。

その第1は、この動きがあった6月議会以前の動きから、私は印象として持っておりましたが、また、本日の議論を通して、そのことがますます印象強くなったわけですが、一会派が結束をされて、その会派結束の具に使われているのではないかと、あるいはまた、政治的利益を目的に、事実、会派の8人だけで検討をされてきての今日の決議案であることがそのことを証明いたしております。

2つ目に、この問題を議会としてどう取り扱うかの問題について、まず、全会に諮ることから始まらなければならなかったというボタンのかけ違いから、この問題が始まっていることがございます。全会で取り組むのか、あるいは議会に調査委員会を設置するのかの議論はあるにしても、法律、規定に基づきそれらの機関を整備し、当事者の参考人招致による客観的事実を精緻に調査の上で、しかるべき議会としての結論を導き出すべきであります。少な

くとも、新聞報道を論拠にした今回の決議案には説得性を著しく欠いているものでございます。一会派の政治活動としか受けとめることはできません。

我々議員は公選法に基づき、厳正、厳粛に市民、有権者から負託を受けているという厳然たる事実を照らして、この程度の提案理由と事実確認の背景をもって賛否を問うこと自体が、それ以前の問題として賛成できませんし、議会の権威も著しく失墜するものであります。与えられた重責を担当している者の一人として、本決議案の提出それ自体に軽率感を否定できないわけであります。

よって、提出者は本決議案を一たん撤回されて、一会派の議論の枠を超えて全体議論に付されることを強く切望申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

私は、本決議案に対して賛成の討論を行いたいと思います。特に、先ほど谷口議員が、会派の結成が政争の具になっているのではないかというお言葉でございました。私は、会派の代表として反論をいたしたいと思います。

私は4月5日に、一番初めの会派結成時は3月22日か23日ごろだったと思います。それから勉強会を開こうかという話し合いのもとに、4月5日に会派届けをいたしました。ですから、本事件とは全く関係ないというのが本当でございます。

その中で、これまで3カ月間ほどあったわけでございますが、杵藤広域圏の介護保険事務所、あるいは消防本部、あるいは電算センター、こういうところに行って職員の皆さん方のいろんな御意見、あるいは我々の考えを申してまいりました。せんだっては、今回提出されます請願の本当の意味、この勉強をしようということで勉強会を開きました。そういう中でこの事件でございます。

新聞紙上と言われますが、本人が新聞紙上でこの暴力行為を認めていらっしゃるわけでございます。特に、新聞では名前が伏されておりました。私は、加害者の方と同級生です。ですから、市民の方々は一番注目された59歳という意味合いのもとで、私に相当な御意見がありました。一番大きかったのは、要するにもう数え切れないほど私のほうに電話がありました。その中で、「わいじゃなかろうもんじゃない」というのが第一声です。それを説明するのに私も苦勞いたしました。新聞紙上に名前が出ていない。本人の名前を出すべきかどうか、相当迷ったというのが今日の状況です。

その後、議会のほうで釈明をされました。その後も電話がかかってきました。「議会としてそれでいいの」と、「議会は身内に甘かの」という御意見が多数ありました。そういう意味からしますと、まだ市民の方々に、要するに謝罪といいますか、説明責任がされていないというのが本当の大きな意味でございます。これまで3カ月間、やっぱり市民に対してもそ

れ相当の説明責任をするべきだということが大きなポイントにありました。

その次が、暴力行為でございます。先ほど、6つほど釈明をされました。その中に1つ、自分は公務、公的には行ってない、自分個人で行ったんだということを言われました。しかし、我々議員は、24時間が市民から見たら公人です。公人のやったこと、言ったこと、これは大きな責任がございます。そういう意味では、市民に対しての説明責任、並びに罪を認めたという大きな事案、こういうものについて今回決議が出されました。そういう意味から、私は今回の決議案に対して、賛成の意見を申し上げます。終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、ただいま出されております案件に対しては、賛成の立場で討論したいと思います。

今回の議論を私は聞いておりまして、一番大事な、本質的なところの議論が十分にできなかったと思います。暴力問題がどうなのか、ここところがやっぱり一番論議がされなくてはいけなかったんですが、ここところは本当に、みんなが納得いくような形で論議されたかという、そうでないと思います。

私はこの問題については、本人からも実態を聞きました。最初聞いたときには、彼は「マスコミの方から連絡を受けるまでは、自分はそういう認識がなかった」とおっしゃったんです。それくらい私は、ああ、ちょっとしたことだったのかなと、そういう認識を持ちました。そして、いろいろ経過についてもお話を聞きました。その後、5月20日でしたか、全協が開かれまして、そこで本人が直接謝罪をされたわけですが、その謝罪の中でも、どうだったかというのは具体的に出なかったと思います。

皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、私はそのときに、実際はどうだったのかということでお尋ねをしたと思います。これに対しては、先ほどから御答弁されています福井議員のほうから、やっぱり自分が携わったことでということで、先ほどからお話があるように診断書が出ているし、そのときは、きょうは出ませんでした、腕のはれだとか、そういうことを言われたと思いますね。

私は、それ以上その場で論議になると思いましたが、恐らくそのときは、もうそれで伏せたような形で、あとは話し合いがなかったと思います。残念なことに、ほかの議員からも全く御意見は出ませんでした。私は、皆さんはそれで納得されているのかなと、ちょっと不満でした。なぜならば、その間ですね、きょうも申しましたが、私にもそうですが、ほかの方からも聞いておりますが、「議員はどがんしよっとや」と、「そがんけじめもつけれんとや」というようなおしかりをたくさんいただいてきたんですよね。そういう状況がありました。きょう本人は、頑張れの激励だけの電話しか来なかったとおっしゃいましたが、そういう状況ですよね。

私は、やはりいろいろありますよ。そりゃ同じ議員として、辞職勧告なんてやりたくないですよ。しかし、こういう状況の中で、例えば、きょう盛んに言われましたね。「頑張りよんしゃっけん、この人は」と。じゃ、頑張りよったら何してもよかかというようなことになるわけですが、それは市民は許さないと思うんですよ。（発言する者あり）発言中です。

それで、きょういろいろ言われましたが、運営のあり方だとか、手法などに問題があるとするれば、これは別の問題として、議会で話し合うべきじゃなかったでしょうか、いろいろね。だから、今いろいろ言われていますから言いたいです、議運の委員長さんでしょう、あなた。書類が出されたとき、何でこれは出よんなら全部で論議してもういっちょ考えんやて言わんやったですか。ここは余分なことですがね、私はきょう、特にそう思いましたよ。あなたが本当にそう思っているならね。それは言わんで、ここで言われたわけですが、特に今、あなたを中心にして議会の基本条例なんかもつくろうとやっているじゃないですか。そういうときにこういう問題を出す、それは何かいて、あんた。何のため基本条例ばつくろうでしよとのかいて。私はこの前は、やらんばらんないせんばなんやろうかて言うたですけど、きょうのようなことがあれば、何のためやてまた疑いたくなりますよ。（発言する者あり）それはそうとしてね……

○議長（橋爪 敏君）

私語はやめてください。

○14番（松尾征子君）続

私たち議員は、それぞれが思想、信条は違いますよ。いろいろありますよね。一人一人違うと思います。それがいろいろ異なったことであろうとも、やっぱり本質的にやらなくちゃいけないということになったときは、それぞれの自己の利益とかそういうことを考えないで、そのこと自体と一緒に頑張りましょうよ。たった16人しかいないんですよ。きょうのお話を聞きよって、私はね、先ほど徳村議員が「うんざり」ておっしゃいましたが、あなたのやり方にうんざりしましたよ、私は。そういう事態をね、私は許せないと思います。

もう一度言いますが、私たちもやっぱり何と言われても政治家の端くれですよ。政治家として、やっぱりやらなくちゃならない本質のところをしっかり触れて、市民が納得いくように、市民に責任持つような、そういう議会にするために、いろんなわだかまりはなくしましょうや。そう思いませんか。余分なことでしょうけどね。

私は、とにかく今度の問題については、本質のところにおいては、暴力は大きかけん悪かとか、小さかけんよかの問題じゃないと思います。今回の問題、私は特に女性として許すことはできません。よって、今度の案には賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。決議第2号、本案を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

賛成多数であります。よって、決議第2号は可決されました。

松本末治君の復席を許します。

〔松本末治君入場〕

○議長（橋爪 敏君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、全議員より意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）が提出されました。

また、副市長の選任に当たり、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）を、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号及び杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りします。意見書第2号は会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 意見書第2号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第6. 意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、朗読させていただきます。

教育予算の拡充を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要である。国レベルでは政権の交代により文部科学省予算については、過去30年で最高の伸び率となる5.9%が増額された。高等学校の授業料無償化が予算化されるなど、教育予算拡充への改善の兆しが見え始めている。

しかしながら、地方自治体においては義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっている。

さらに、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながっている。

このような自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、下記の事項の実現について強く要望する。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、30人以下学級の実現などの新たな教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 家庭の所得格差が子どもたちの学ぶ権利を奪うことがないように、就学前段階から高等教育段階まで、教育費の家計負担を軽減する施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年6月25日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	菅	直人	様
衆議院議長	横	路孝弘	様
参議院議長	江	田五月	様
総務大臣	原	口一博	様
文部科学大臣	川	端達夫	様
行政刷新大臣	蓮	舩	様

財務大臣 野田佳彦 様
以上、意見書（案）を提出する。

平成22年6月25日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
	〃	松尾勝利
	〃	松本末治
	〃	光武学
	〃	馬場勉
	〃	森田和章
	〃	徳村博紀
	〃	水頭喜弘
	〃	橋川宏彰
	〃	中西裕司
	〃	谷口良隆
	〃	小池幸照
	〃	松尾征子
	〃	中村雄一郎
	〃	福井正

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

日程第7 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項関係）

○議長（橋爪 敏君）

日程第7．杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項関係）を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定により議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項に規定する議会議員に北村和博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました北村和博君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました北村和博君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました北村和博君に、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時28分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 2番 松 尾 勝 利

同 上 3番 松 本 末 治

同 上 4番 光 武 学